

岐阜県がん対策推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 がん対策基本法に基づき策定する岐阜県がん対策推進計画（以下「計画」という。）について、患者や有識者等の意見を広く反映させるとともに、関係者が一体となって推進できる体制づくりを目的として、岐阜県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の案の作成に関すること
- (2) 計画の推進に関すること
- (3) 計画の評価・見直しに関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める委員で構成する。

2 協議会の議長として会長を置き、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、県が必要に応じ招集する。

(関係者の出席)

第6条 協議会の会議において必要があると認めるときは、県は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 協議会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(解散)

第10条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分野
学識経験者
都道府県がん診療連携拠点病院
がん医療に従事する者（小児科医）
がん医療に従事する者（在宅医療）
がん医療に従事する者（歯科医）
がん医療に従事する者（薬剤師）
がん医療に従事する者（看護師）
患者・家族代表
市町村がん対策担当者
医療保険者代表